

令和7年度「文部科学省消費者教育アドバイザー」派遣実施要綱

令和7年3月5日
総合教育政策局長決定

1. 趣 旨

地域における消費者教育が、連携・協働により一層推進されるよう、また、令和4年度に成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、特に若年者における実践的な消費者教育が効果的に実施されるよう、全国の消費者教育の先駆的実践者を文部科学省が委嘱し、地方自治体や大学等からの求めに応じて派遣し、それぞれが抱える課題等を解決するための指導・助言を行う。

2. 派遣の対象

地方自治体等からの要請に対して、文部科学省が必要と判断した場合に派遣を行う。
派遣を希望する場合は、少なくとも派遣希望日の2か月前までに、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課に申請を行う。地域の団体等が申請する場合は、地方自治体を通じて申請を行うこととし、派遣の際も、可能な限り地方自治体の担当者が立ち会うなど、地域における消費者教育の個別課題について、地域と地方自治体が共有できるような受入れ体制の整備を行うこと。

3. 業務内容

- (1) 派遣要請のあった地域や大学等を訪問し、消費者教育の個別課題について相談を受け付け、適切な助言や情報の収集を行うなど、その取組の支援。
- (2) 文部科学省からの要請に応じ、文部科学省が実施する事業等への参加・助言。
- (3) その他「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン」の円滑な実施のために必要な事項。

4. 実施方法

別紙の派遣者の協力を得て、上記3.に掲げる業務を行うものとする。

5. 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

6. 派遣の流れ

別に定める。

7. 派遣申請期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日（必着）とする。

8. その他

- (1) 別紙の派遣者については、本要綱に基づき、別途文部科学省から委嘱を行う。
- (2) 派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等の支出については、申請者からの報告に基づき、文部科学省から支出する。
- (3) 申請者は、派遣終了後速やかに派遣結果の報告を文部科学省に行うとともに、派遣効果の普及のために、積極的に報道機関への周知や、各種会議での報告等を行うことに努めることとする。
- (4) 本件に係る手続等の庶務については、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課が行う。

令和7年3月5日
男女共同参画共生社会学習・安全課

「文部科学省消費者教育アドバイザー」派遣運用細則

「文部科学省消費者教育アドバイザー」の派遣に当たっては、「文部科学省消費者教育アドバイザー」派遣実施要綱（令和7年3月5日総合教育政策局長決定）によるほか、本運用細則に沿って実施するものとする。

1. 想定される活動内容

派遣される活動内容について、以下のようなものが想定される。（なお、あくまで一例であり、実際の派遣時の活動内容については、要請する地方自治体や大学等（以下「申請者」とする。）の相談内容に応じて、文部科学省、「文部科学省消費者教育アドバイザー」及び申請者との間で調整の上で実施することとなるため、その調整の結果、以下の活動例以外の活動が行われるのを妨げるものではない。）

【想定される活動例】

- ・地方自治体・大学等における消費者教育推進方策に係る指導助言
- ・地方自治体における消費者教育推進計画の策定に係る指導助言
- ・消費者教育に関するフォーラム等の企画立案に係る指導助言及び講演、パネリスト
- ・教職員、民生委員、社会福祉主事、消費生活相談員等に対する研修等の講師
- ・学校等における消費者教育に関する授業の指導案の作成支援
- ・成年年齢引下げに向けた連携・協働体制構築のための指導助言等

※ その他、文部科学省職員とともに、事例収集等のために現地の視察や事業関係者等との意見交換に出向くこともあります。

※ なお、申請者の主催により開催する行政関係者・事業関係者向けの研修会・講演会等における講師や助言者としての対応のみとなる依頼については、派遣を行わない。

2. 「文部科学省消費者教育アドバイザー」の委嘱について

「文部科学省消費者教育アドバイザー」の委嘱に当たっては、候補者と事前に調整の上、内諾を得た上で、委嘱依頼状を送付し、承諾を得る。

また、その際に、関係各所へ周知する資料を作成するために、候補者にプロフィール票（様式4）を作成いただくこととする。

3. 派遣までの流れ

実施要綱6. にかかる「文部科学省消費者教育アドバイザー」の派遣までの流れについては、以下のとおりとする。

- ① 申請者は、様式1のとおり申請書を添付の上、文部科学省へ提出する。（地域の団体等が派遣を希望する場合は、申請者の担当部署等に派遣を希望する内容を相談の上、地方自治体を通じて申請する。）
- ② 申請を受けた文部科学省は、申請内容を確認し、派遣が必要と判断した場合には、派遣の対象となる「文部科学省消費者教育アドバイザー」及び申請者と日程の調整等を行った上で、派遣を決定し、様式2のとおり申請者に対し、書面にて通知する。
- ③ 通知を受けた申請者は、各地域の希望等も踏まえ、派遣が決定した「文部科学省消費者教育アドバイザー」と細部について調整を行い、受入れ態勢を整える。
- ④ 「文部科学省消費者教育アドバイザー」は、申請者との打合せに基づき、現地へ出向き活動を行う。
- ⑤ 活動終了後、申請者は速やかに相談等結果報告書（様式3）を記入の上、文部科学省へ提出し、提出を受けた文部科学省はその報告に基づき、文部科学省の所定の基準に沿って諸謝金・旅費を「文部科学省消費者教育アドバイザー」等へ支給する。
- ⑥ 文部科学省は申請者からの報告をまとめ、必要に応じて全国へ情報を提供するとともに、年度終了後は、成果を検証し今後の施策に反映する。

4. 派遣制度の周知について

文部科学省は、本制度が地方において十分に活用されるよう、その周知に努める。

具体的には、都道府県・政令市教育委員会に制度の周知と活用、手続に関する協力のお願いをするとともに、文部科学省ホームページに「文部科学省消費者教育アドバイザー」のプロフィール（氏名、職名、略歴、自身に関する紹介等）（様式4）を掲載する。

また、必要に応じて、各地域に下部組織を持つ全国団体等に個別に協力の依頼等を行う。